

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興
及び

平成 30 年度の重点施策に関する要望

平成 29 年 7 月

熊 本 市

国におかれましては、昨年 4 月に発生した平成 28 年熊本地震により甚大な被害を受けた本市に対し、これまで、被災者の生活支援をはじめ、激甚災害の早期指定、予備費の使用や補正予算編成等、迅速なご対応と適切な財政措置を講じていただき、深く感謝申し上げます。

本市は、昨年 10 月、「熊本市震災復興計画」を策定し、市民・地域・行政が総力をあげて早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けた歩みを進めております。

また、今年度を、熊本地震からの復旧・復興をさらに加速し、震災を乗り越えて「新しい熊本市」の創造に向けた一歩を踏み出す「復興元年」と位置づけ、今なお不自由な生活を余儀なくされている被災者の方々の生活再建を第一に、復興を下支えする地域経済の活性化、さらには防災・減災のまちづくりなど、本市の将来を見据えた取組みを進めることとしております。

しかしながら、復旧・復興を着実に進めていくためには、中長期的な財政支援をはじめとした多大なる国の支援が不可欠です。

国におかれましては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

平成 29 年 7 月

熊本市長 大 西 一 史

目 次

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望

内閣府関係	P4
○被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等	
○罹災証明書発行に係る住家被害認定調査の簡素化等	
○統一的な被災者支援システムの導入	
○避難所施設の災害対応機能強化に対する財政支援 (併せて、文部科学省、国土交通省にも要望)	
○地域防災拠点としての共同利用施設の利活用の促進 (併せて、農林水産省にも要望)	
文部科学省関係	P12
○児童生徒の心のケアに対する財政支援	
○熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続 (併せて、国土交通省にも要望)	
○文化財(未指定を含む)の復旧に対する財政支援 (併せて、総務省にも要望)	
経済産業省関係	P16
○中小企業や商店街の復旧・復興に係る支援の継続等	
国土交通省関係	P20
○宅地復旧に必要な支援の継続 (併せて、総務省にも要望)	
○災害公営住宅の建設に必要な支援の継続	
○建築物耐震化促進事業に対する財政支援	
農林水産省関係	P24
○流入土砂・流木等による干潟漁場環境悪化対策の推進	

平成 30 年度の重点施策に関する要望

厚生労働省関係	P30
○「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与	
○子どもの医療費負担の軽減に向けた措置	
国土交通省関係	P36
○桜町地区第一種市街地再開発事業等に必要な予算の確保	
○熊本駅周辺地区における駅前広場整備に必要な予算の確保	
○災害に強い熊本都市圏の道路網の早期整備	
○白川改修事業及び立野ダム建設事業の促進	
○熊本港の耐震強化岸壁の早期整備	
農林水産省関係	P48
○経営体育成支援事業における予算の配分基準の見直し	
○農業農村整備事業に対する財政支援	

平成 28 年熊本地震からの 復旧・復興に関する要望

内閣府

被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

平成 28 年熊本地震では、観測史上初となる 2 回の震度 7 の地震や過去に例を見ない余震の継続により、多数の住宅被害が発生するとともに、宅地にも甚大な被害が生じております。

しかしながら、現行の被災者生活再建支援制度では、半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住家被害及び宅地被害に関しては復旧に相当の費用を要するものの、支援の対象外となっており、迅速な住宅再建の大きな障害となっている状況です。

また、仮設入居者等に関しては、今後の恒久住宅へのスムーズな移行が生活再建に向けた大きな課題となっております。

さらに、低所得者層に対する公的な融資制度として「災害援護資金貸付制度」がありますが、その償還について、償還期間最終年度で未回収の分は被災自治体が負担せざるを得ない実情があります。

つきましては、迅速な被災者の生活再建とそのための被災自治体の財政負担軽減のため、次のとおり要望いたします。

- 一、被災者生活再建支援制度の恒久的な制度改正として、
 - ・半壊世帯も 50 万円の基礎支援金支給対象としていただきたい。
 - ・一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
 - ・住宅を建設・購入した場合等の加算金支給とは別に、宅地の復旧加算金（100 万円）を創設していただきたい。
- 一、被災者の応急仮設住宅から恒久住宅への移行促進に係る移転費用の助成等の取組について、財政支援を講じていただきたい。
- 一、災害援護資金貸付制度における国からの貸付金の償還について、借受人の困窮状態等に応じて、減免や償還期間の延長を行う等、貸付金の回収状況を考慮して対応していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

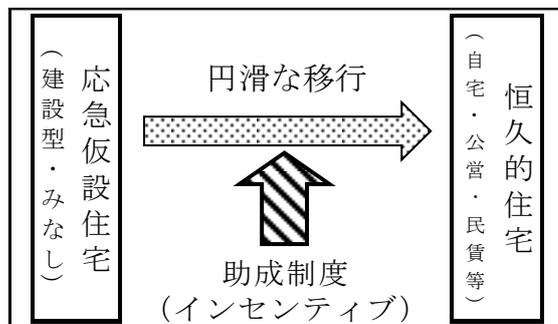
項目	現行制度	要望内容
被災者生活再建支援金の支給対象	・半壊世帯は一部支給対象 ・一部損壊世帯は対象外 ・宅地被害は対象外	・半壊世帯まで 50 万円支給 ・一部損壊への支給 ・宅地被害世帯に 100 万円支給
恒久住宅への移行促進の取組への支援	なし	・恒久住宅への移行促進に係る取組への財政支援
貸付金の国への償還	・国の貸付金の償還期間 11 年 ・借受人の困窮による減免規定なし	・償還期間の延長措置 ・減免規定の追加

【被災者生活再建支援制度：支給対象及び支給額】

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ① + ②
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

【応急仮設住宅から恒久住宅への移行促進に係る取組】

●事業イメージ



●仮設入居者の状況「訪問調査による世帯分類」(H29.5末 現在)

	訪問世帯 (実数)	調査 回答世帯	生活再建 可能世帯	日常生活 支援世帯	住宅再建 支援世帯	日常生活・ 住宅再建 支援世帯
合計	8,724	8,104	4,251	938	1,783	1,132
割合	-	92.9%	52.4%	11.6%	22.0%	14.0%

【災害援護資金貸付制度：貸付実績及び過去の貸付の償還状況】

●平成28年熊本地震の貸付実績 ※H29.5末現在

申請件数：585件、決定件数：541件、決定金額：907,241千円

※H29.3末で受付終了(病気等やむを得ない理由がある場合はH29.9末まで受付)

●過去の災害における貸付・償還状況 (H29.5末 現在)

	貸付数	貸付金額	未償還金額			未償還率	
			未償還数	元金	利子		合計
熊本市	735件	504,960千円	165件	84,151千円	9,652千円	93,803千円	16.66%

罹災証明書発行に係る住家被害認定調査の簡素化等

【内閣府】

住家被害認定調査については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により詳細な調査方法が定められており、その指針に沿って調査を実施してきましたが、専門的な資格や経験のない職員にとっては多大な負担となり、多くの調査時間、調査人員が必要となりました。被災者支援の迅速化に結びつけるためには、指針のさらなる簡素化が必要です。

また、調査の判定結果に不服のある方に対して実施する2次調査や再調査においては、申請者の納得を得るためにも専門知識を持つ建築士等が同行し、説明を行うことが必要不可欠ですが、被災自治体が躊躇なく迅速に住家被害認定調査を進めていくためには、本調査に係る必要経費への財政支援を制度化することが必要です。

つきましては、今後の災害対応において、被災者の生活再建に必要不可欠である罹災証明書の迅速な発行のため、その前段である住家被害認定調査について、次のとおり要望いたします。

- 一、住家被害認定調査が簡素化されるよう指針の見直しを行っていただきたい。
- 一、住家被害認定調査を迅速に行うために必要となる各種経費について、災害救助法の求償対象とすること等により、恒久的な財政支援を制度化していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行制度	要望内容
被害認定調査方法	内閣府指針に基づく 詳細な調査	調査方法の簡素化
調査に対する財政措置	なし (※平成28年度は特別交付税措置)	災害救助法の求償対象

【住家被害認定調査の概要】

●調査実施件数（H29.5末 現在）

一次調査	二次調査	再調査
127,320 件	37,172 件	2,355 件

●罹災証明書交付件数（H29.5末 現在）

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
5,736 件	8,919 件	38,215 件	74,440 件

【住家被害認定調査に要した主な経費（H28 年度）】

項目	金額（千円）	内容
委託料	43,329	建築士等への調査委託等
使用料及び賃借料	18,664	移動に要するレンタカー代等
燃料光熱水費	3,927	ガソリン代
一般需用費	3,648	各種消耗品（下げ振り、デジカメ等）

統一的な被災者支援システムの導入

【内閣府】

平成 28 年熊本地震のように、多数の住宅被害が発生する大規模災害時には、効率的な被災者支援を行うために被災家屋調査や罹災証明書の発行、被災者の情報管理（被災者台帳の整備）に活用する総合的なシステムが必要不可欠です。

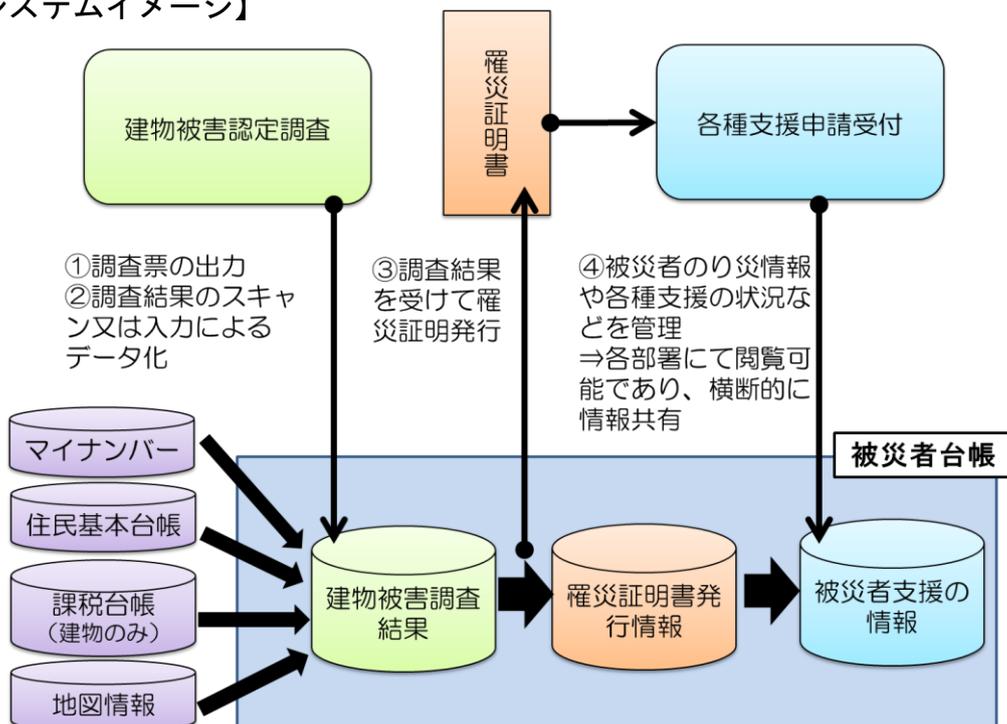
しかしながら、自治体単独でシステムを導入・維持することは財政面から困難であるとともに、広域的災害時に、各自治体間で家屋調査等の公平性を確保するためには、統一的な対応が必要となります。

また、全国統一的なシステムであれば、他都市からの応援職員も効率的に災害対応を行えるという大きな効果があります。

つきましては、今後の大規模災害発生時における被災自治体の迅速な支援活動及び被災者の早期の生活再建を図るため、次のとおり要望いたします。

一、国において、全国統一的な被災者支援システムを導入していただきたい。

【システムイメージ】



避難所施設の災害対応機能強化に対する財政支援

【内閣府・文部科学省・国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、相次いだ激しい余震により、家屋の倒壊等で避難した住民に加えて、屋内滞在を恐れる人たちも避難所に集中し、市内の避難者数は最大で 11 万人に上りました。

また、家族に高齢者や妊産婦、乳幼児等の要配慮者がいるために指定避難所での生活を避ける「車中泊避難」が多く発生しました。

加えて、一部の避難所では、被災により避難所機能を果たせず、指定避難所以外の多くの公共施設等も避難所として開設しました。

今回のような大規模災害時に避難所（指定外も含む）が十分な機能を発揮するためには、施設の耐震性能をさらに向上させるとともに、トイレのバリアフリー化等、避難所環境を整備することが必要です。

つきましては、避難所が、高齢者や乳幼児等といった要配慮者も含め、安全に安心して避難できる場所として更なる機能充実が図られるよう、次のとおり要望いたします。

一、避難所施設（指定外も含む）の非構造部材の耐震化や環境整備（トイレのバリアフリー化やマンホールトイレの設置等）について、既存制度の補助率嵩上げや補助制度創設等、財政支援を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	想定している主な施設	現行制度	要望内容
避難所施設の非構造部材の耐震化	・スポーツ施設（指定） ・公設公民館（指定） ・コミュニティセンター（指定外）	補助制度なし ※1、※2	・補助制度創設 （内閣府）
避難所施設の環境整備（トイレのバリアフリー化等）	・小学校（指定） ・中学校（指定）	学校施設環境改善交付金（補助率1/3）	・予算確保 ・補助率嵩上げ
	・スポーツ施設（指定） ・公設公民館（指定） ・コミュニティセンター（指定外）	補助制度なし ※1	・補助制度創設 （内閣府）
避難所施設の環境整備（マンホールトイレの設置）	・小学校（指定） ・中学校（指定）	社会資本総合整備交付金（補助率1/2）	・予算確保

※1：一部は緊急防災減災事業債の対象

※2：一部の特定天井の耐震化については、社会資本総合整備交付金の対象

＜コミュニティセンター＞

本市では、地域づくりの活動拠点として市内に 73 箇所設置している。

熊本地震では、28 箇所にて延べ 13,000 人を超える避難者を受け入れた。

地域防災拠点としての共同利用施設の利活用の促進

【内閣府・農林水産省】

平成 28 年 4 月 16 日未明に発生した熊本地震本震では、有明海及び不知火海沿岸に津波注意報が発表され、干拓地で高い建物がほとんどない平坦沿岸部では、JAの野菜選果施設に多くの地域住民が殺到し避難する事態となりました。

つきましては、地域農業の拠点である集出荷施設等の共同利用施設が、農業利用に限定されることなく、地域住民の生命を守る防災の拠点施設として有効利用されるよう、共同利用施設を対象とした施設の改修・整備に対する支援について次のとおり要望いたします。

一、沿岸地域における津波対策や生活用水確保のための井戸の設置など、共同利用施設の改修・整備に対して、関係省庁と連携して必要な支援策等を創設していただきたい。

【改修・整備の例】

- ・沿岸地域の津波対策として、屋根部分を避難スペースへ改修
- ・防災備品や救援物資等を保管するための倉庫の整備
- ・生活用水確保のための井戸の設置

等



JA 熊本市野菜選果施設（熊本市南区会富町）



給水車による給水状況

文部科学省

児童生徒の心のケアに対する財政支援

【文部科学省】

平成 28 年熊本地震後、これまで、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を 6 回行っておりますが、毎回、新たにカウンセリングが必要となる児童生徒が確認されている状況です。このように、地震は多くの子どもたちの心に大きな影響を与えており、その影響による心の不安は、時間をおいても現れると考えられます。

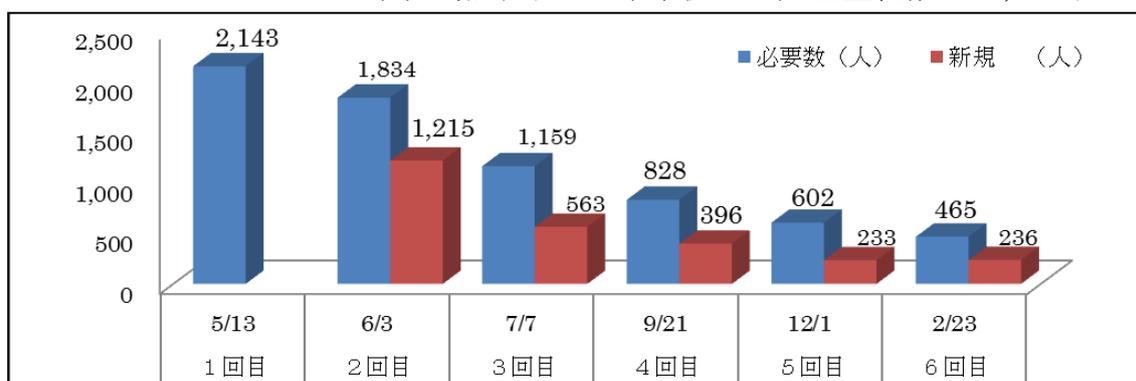
現在、震災に伴い全額国庫補助で実施しているスクールカウンセラーの派遣事業については、被災児童生徒の心のケアのために非常に有効な手段であると実感しております。一方で、過去、同様に被災した他の自治体では、数年間にわたり児童生徒の心のケアを続けている状況にあることを鑑みると、今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図る必要があります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

一、被災児童生徒の心のケアのため、全額国庫補助による長期的な財政支援を継続していただきたい。

【平成 28 年熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数の調査結果】

対象：熊本市立小中学校の全児童生徒数 61,039 人



【総事業費】 2 億円程度

〈平成 28 年度〉

- ・ 緊急派遣スクールカウンセラー分 (他都市派遣分) 約 92,600 千円
- ・ 本市スクールカウンセラー分 (震災対応分) 約 8,800 千円

〈平成 29 年度〉

- ・ 震災対応分 (約 4,400 時間/年) 約 24,000 千円

〈平成 30 年度～平成 32 年度〉

- ・ 震災対応分 (約 4,400 時間/年) 約 24,000 千円 × 3 ヶ年 = 約 72,000 千円

熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続

【文部科学省・国土交通省】

平成 28 年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、その復旧には、現時点で概ね 20 年の復旧期間と約 634 億円の復旧費用を要することが見込まれるとともに、高い専門知識と技術、人員を要します。

そのような中、国におかれては熊本城の復旧に対して特段の財政措置をいただくとともに、熊本城の復旧方針等の策定や復旧事業の検討に係る人的・技術的支援についても特段のご支援を賜り御礼申し上げます。

しかしながら、長い復旧期間と多大な費用を要する熊本城の復旧・復興には、国の特段の支援継続が不可欠です。

つきましては、次のとおり要望いたします。

- 一、熊本城の復旧・復興に向けて、現行の特段の財政的支援の継続と必要な予算を確保していただくとともに、人的・技術的支援についても特段の支援を継続していただきたい。

【熊本城の被害額】

(H28. 9. 14 公表時点)

区分	被害額
石垣	約 425 億円
重要文化財建造物	約 72 億円
再建・復元建造物＋その他公園施設	約 137 億円
総額	約 634 億円

(注 1) その他関連施設として旧細川刑部邸 (約 5 億円)

(注 2) 現時点での概算値。今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い、変更がある。

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省・総務省】

平成28年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧には相当の期間と多額の経費を要します。

しかしながら、国指定文化財の災害復旧については、国庫補助制度はありますが、文化財所有者の負担もあり、また、国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による支援は一部あるものの、国庫補助制度がないことから、自治体及び文化財所有者等の負担が過大となり、文化財の復旧が進まない可能性があります。

つきましては、これらの文化財を確実に守り、将来にわたって継承していくため、次のとおり要望いたします。

- 一、国指定文化財等の復旧に向け、継続的に財政的支援を講じていただくとともに、助成制度を拡充していただきたい。
- 一、県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の復旧についての助成制度を創設していただきたい。
- 一、指定文化財の災害復旧に要した負担額（民間所有者への市補助金を含む）に対して、確実な特別交付税措置を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行制度	要望内容
国指定文化財等への継続的な財政的支援及び助成制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定：70～85%補助 ・国登録：設計費のみ70～85%補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定：70～85% ⇒支援の継続 ・国登録：設計費70～85% ⇒支援の継続＋補助対象の拡大（設計費＋工事費）
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市指定文化財：補助制度なし ・未指定文化財：補助制度なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助制度の創設
指定文化財の災害復旧に要した負担額に対する確実な特別交付税措置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に係る指定文化財復旧に対する特別交付税措置： (地方負担額×0.8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税措置(地方負担額×0.8)の確実な実施

経済産業省

中小企業や商店街の復旧・復興に係る支援の継続等

【経済産業省】

平成 28 年熊本地震では、被災により多くの企業が休業を余儀なくされ、本市の主力産業である農水産業、観光産業のみならず、製造業、商業・サービス業等においても甚大な被害が生じました。

商工業の設備、建物等の復旧・復興には、グループ補助金及び小規模事業者持続化補助金（地震対応型）が非常に効果的ですが、復旧工事の増加等により工事業者が決まらず、補助申請に辿り着かない事業者も数多い現状があり、支援の継続が必要です。

また、大きな被害を受けたものの、企業規模によってグループ補助金の対象外となっている大企業等も存在しております。

更に、被災した地域商店街では、共同施設等の復旧が進んでいるものの、通行量の減少傾向が続き、多くの商店街は、未だ完全には復興に至っておりません。

つきましては、本市経済の力強い復旧・復興のため、次のとおり要望いたします。

- 一、グループ補助金について、次年度以降も継続していただくとともに、大企業への対象拡大を実施していただきたい。
- 一、小規模事業者持続化補助金（地震対応型）について、今後も継続していただきたい。
- 一、商店街震災復旧等事業（商店街賑わい創出事業）を今年度も実施していただきたい。

【グループ補助金の申請・交付決定状況（熊本県全体 H29.5 末 現在）】

区分	補助金申請 予定者数	補助金 申請者数	補助金交付 決定者数	補助金 未申請者数
事業者数	4,764 (100.0%)	3,231 (67.8%)	2,192 (46.0%)	1,533 (32.2%)
	助成金予算額(国・県合計)		補助金交付決定額	
金額	1,474.5 億円 (100%)		538.4 億円 (36.5%)	

【本市商工業の被害額：1,720億円（推計）】

内訳：製造業 869億円、卸・小売業 829億円、宿泊業 22億円

※グループ補助金対象外の製造業（大企業）の被害額 約100億円（推計）

【小規模事業者持続化補助金（地震対応型）の申請・交付決定状況】

平成28年度	申請件数	採択件数	採択率
申請事業者数 ※重複申請除く	2,213	1,309	59%

【商店街震災復旧等事業（商店街賑わい創出事業）】

中小企業庁による商店街組織等への直接補助

補助率：定額（下限額30万円、上限額100万円）

平成28年度実績：採択件数 53件、採択団体数 42団体

【本市内の地域商店街の通行量】

項目	平成28年度（10月）		平成27年度 （前年10月）
		対前年比増減率	
平日	21,480人	△14.88%	25,236人
日曜	13,284人	△32.21%	19,596人
合計	34,764人	△22.46%	44,832人

※健軍・子飼・水前寺・武蔵ヶ丘の4商店街

（うち健軍商店街の通行量）

項目	平成28年度（10月）		平成27年度 （前年10月）
		対前年比増減率	
2日間合計	12,492人	△49.34%	24,660人

※調査の方法

- ①調査期間 平成28年10月14日（金）・16日（日）の2日間
- ②調査時間 各日 午前8時～午後8時 12時間
- ③調査地点 地域商店街 各2地点
- ④調査対象 商店街内歩行者及び自転車通行者（中学生程度以上）
- ⑤算出方法 調査地点を通過する対象者数を進行方向別に5分間計測、計測値に12を乗じて1時間の通行量を換算・推計し、1日（12時間）の通行量を算出

国土交通省

宅地復旧に必要な支援の継続

【国土交通省・総務省】

平成 28 年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生しており、熊本市における被害件数は約 7,200 件となっております。

このような中、平成 29 年度当初予算では、宅地耐震化推進事業の補助対象要件の緩和や補助率の嵩上げを行って頂いているところですが、平成 30 年度以降も、事業を推進し、被災者の一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、宅地復旧が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、宅地耐震化推進事業において、引き続き、

- ・事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。
- ・地方負担の軽減を継続していただきたい。

【擁壁崩壊被害】



【液状化被害】



災害公営住宅の建設に必要な支援の継続

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、多大な住宅被害が発生し、本市における応急仮設住宅等の提供戸数は約 11,500 戸となっており、平成 28 年 10 月の意向調査に基づき、現在 150 戸の災害公営住宅の建設に向けて計画を進めております。

このような中、平成 28 年度分の災害公営住宅建設については、国より既にご支援を頂いているところですが、平成 29 年 3 月に再度意向調査を行った結果、当初の想定を上回る入居希望があったことから、追加整備を検討しているところです。今後、早急に計画を見直し、一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、被災者の住まいの確保が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、災害公営住宅整備事業について、引き続き、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【災害公営住宅の整備概要】

整備予定		
城南地域	20 戸程度	約 5.1 億円 (H28 年 12 月補正予算計上済)
西・南区	80 戸程度	約 14.6 億円 (H28 年 12 月補正予算計上済)
中央区	20 戸程度	約 4.8 億円 (H29 年 2 月補正予算計上済)
東区	30 戸程度	整備場所検討中
計	150 戸程度	約 24.5 億円 (東区を除く)
※その他地域についても追加整備について検討中		

建築物耐震化促進事業に対する財政支援

(住宅・建築物安全ストック形成事業)

【国土交通省】

本市では、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的として、これまで建築物の耐震化を推進してきたところです。

この度の平成 28 年熊本地震を受け、被災された住宅の耐震性の不安から耐震診断の申込が急増しました。平成 29 年度においては、戸建木造住宅の耐震診断、補強計画・設計及び耐震改修工事の耐震化事業について、既に国庫補助の配分を頂いているところですが、平成 30 年度以降も引き続きその取り組みを推進し、被災者の一日も早い生活再建につなげる必要があります。

つきましては、本事業の円滑な推進が図られますよう、次のとおり要望いたします。

一、建築物耐震化促進事業について、引き続き、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【耐震化事業の推移】

		震災前		震災後	
		平成20～H27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		対象：旧耐震基準		対象：旧・新	
		平成20～H27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
耐震診断					
一般診断 (H25～)					
件数		421件	510件	約710件	約650件
所用額		—	約0.16億円	約0.37億円	約0.36億円
精密診断 (H20～)					
件数		155件	6件	—	—
所用額		—	約0.003億円	—	—
耐震改修事業					
補強計画・設計 (H25～)					
件数		97件	67件	約272件	約200件
所用額		—	約0.03億円	約0.19億円	約0.14億円
耐震改修 (H21～)					
件数		119件	41件	約174件	約170件
所用額		—	約0.11億円	約0.24億円	約0.23億円

※平成 32 年度までに、旧耐震基準の耐震化率 95%を目指す。

農林水産省

流入土砂・流木等による干潟漁場環境悪化対策の推進

【農林水産省】

有明海に面する本市では、白川等の一級河川の河口域に広がる干潟漁場において採貝、ノリ養殖漁業等が営まれております。しかしながら、平成 28 年熊本地震に加え、6 月以降の豪雨により、河川から土砂流木等が有明海に流入し、流木等が海域や漁港内に漂流、海岸に漂着することで漁船が安全に航行できない状態となりました。また、干潟漁場に土砂が大量に流入・堆積しアサリ・ハマグリ等の貝類が生息できない環境となりました。

国・県等の対応により流木等の除去は完了しているところですが、白川等の上流域における土砂崩れ発生地域の土砂等が今後も梅雨、台風等のまとまった降雨により、改めて漁場へ流入し、更なる漁場環境の悪化を招くことが懸念されます。

また、水産多面的機能発揮対策事業による漁場復旧活動については、干潟漁場の機能回復と再生への支援として継続する必要があるものの、漁業者等が中心となった活動であり、その内容や規模には限界があることや地元自治体（市・県）の財政負担も伴うこともあり、必要な対策を迅速かつ効果的に推進できるものではありません。

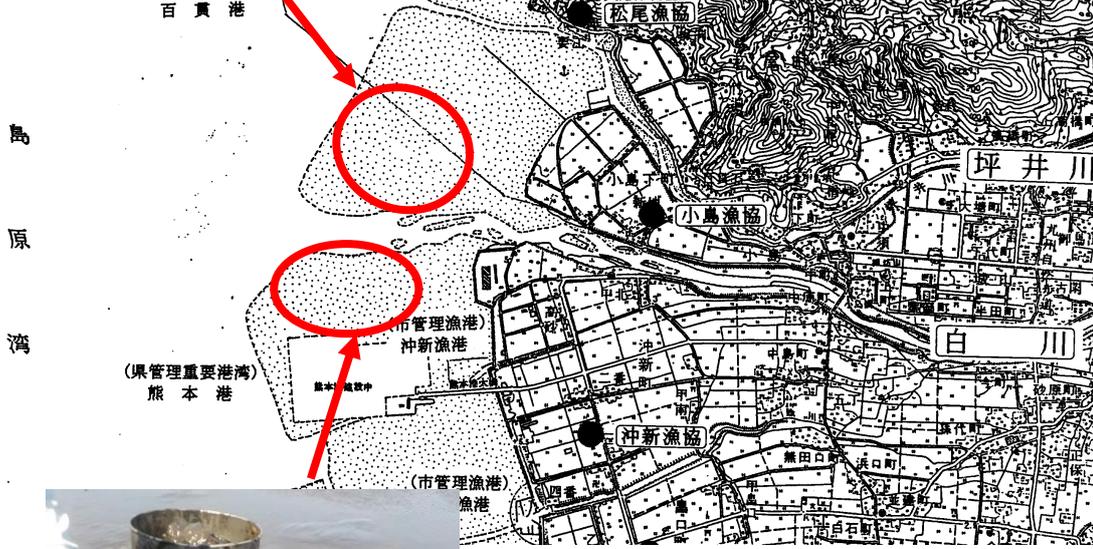
つきましては、干潟漁場の環境回復と干潟漁業の再生を図るとともに、山間部の崩落箇所から沿岸域への土砂、流木等の流入対策として、次のとおり要望いたします。

- 一、 国補助事業による干潟堆積物の除去及び河口域の滞筋本流の大規模な浚渫や作滞を継続して実施していただきたい。
- 一、 水産多面的機能発揮対策事業を国交付金のみにより実施いただくとともに、事業実施期間を延長していただきたい。

【白川河口域における泥堆積状況】



平成 29 年 5 月 25 日
 白川河口域
 小島地先漁場状況
 (約 40 c m の泥堆積)



平成 29 年 5 月 26 日
 白川河口域
 沖新地先漁場状況
 (約 30 c m の泥堆積)

【河川から流入した流木等の漂着・漂流状況】(H28.6.21 撮影)



水産振興センター付近海岸



四番漁港港内 泊地

平成 30 年度の重点施策に関する要望

厚生労働省

「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与

【厚生労働省】

本市には、民間病院が運営する「こうのとりのゆりかご」が平成19年度に設置されて以来、平成28年度までの10年間に全国から130人の子ども（うち熊本県内10人）が預けられています。また、同病院には妊娠に関する悩み相談が全国から平成28年度だけでも6,565件（うち熊本県内224件）寄せられており、特に、直近の3年間は著しく増加しています。このように、これまでに預け入れられた人数や相談件数は、望まない妊娠/計画していない妊娠などさまざまな事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることを示しております。

また、「こうのとりのゆりかご」は、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものですが、「こうのとりのゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのある子どもの預け入れ等の課題は解消されておられません。

さらに、昨年度に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されました。この改正法の趣旨を踏まえると、「こうのとりのゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、子どもの出自を知る権利が損なわれること等の懸念があります。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築していく必要があります。

熊本県及び本市において、開設当初から専門家による検証を行い、これまで3度にわたり報告を行っております。この中で、「こうのとりのゆりかご」が参考としたドイツの「赤ちゃんポスト」の状況について、『ドイツの審議会が、「赤ちゃんポスト」は「嬰兒（えいじ）殺し」の

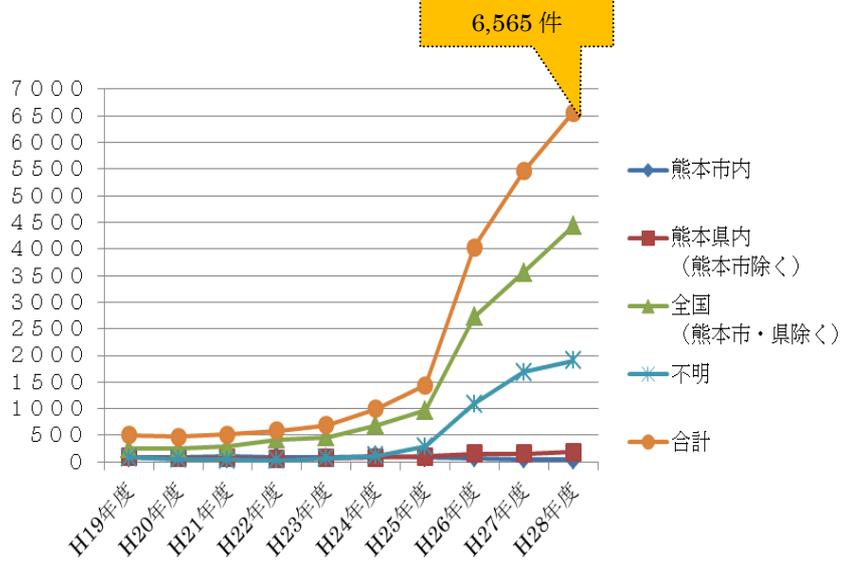
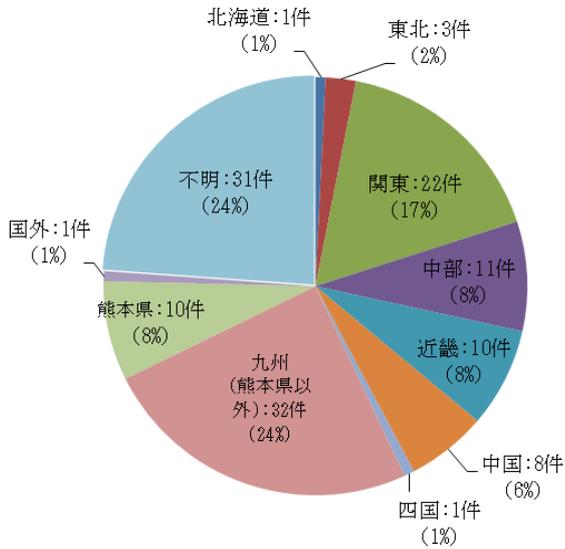
回避には繋がらないと結論付け制度の廃止を勧告したこと、また、これを受ける形で、「内密出産法」（合法的な「内密出産制度」の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的とする。）が2014年5月に施行されたこと』についても言及しており、新たな法の整備を含め、あるべき制度の姿を検討していく必要があります。

国におかれては、女性健康センターの全国的な整備や子育て世代包括支援センターの法定化を図るなど、妊娠や出産に悩む人々への支援を推進されているところですが、「こうのとりのゆりかご」が開設されて10年が経った現在もなお抱え続けているこうした様々な課題は、一地方公共団体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、これらの課題解消に向けた更なる体制整備が必要であることから、次のとおり要望いたします。

- 一、国において、この10年間で明らかとなった「こうのとりのゆりかご」が抱える課題の把握・検証を行っていただき、その上で、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行っていただきたい。
- 一、望まない妊娠/計画していない妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、ドイツで導入された内密出産制度等について規定する法整備について検討をしていただきたい。
- 一、全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、望まない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の電話相談窓口を国において整備し、その周知をしていただきたい。

【このとりのゆりかごを運営する民間病院の状況（平成19～28年度）】

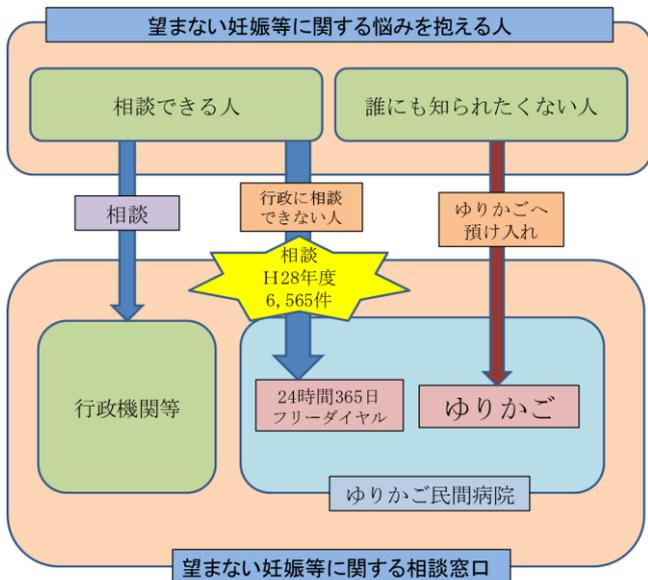
●預け入れ130件の父母等の居住地 ●妊娠に関する相談件数（居住地別）



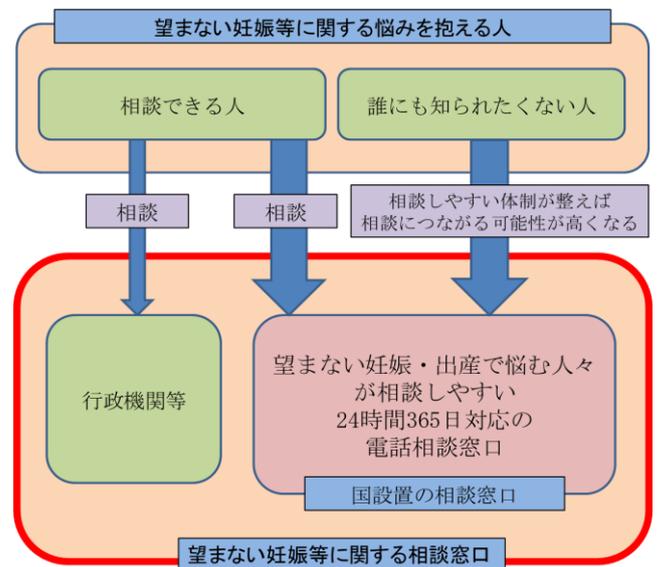
※当該民間病院へは全国から預け入れ・相談が多数ある。また、厚生労働省から自治体への要請（H23.7.27通知「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」）後も預け入れの件数は増え続けている。

【妊娠に関する相談窓口体制の整備】

●現在の相談体制



●国による相談窓口設置後の体制



※妊娠に関する悩みを誰にも知られたいくない人は、身近な相談窓口を避けたいという思いがあるため、国による相談窓口の設置は、このような人にとって匿名性の担保が高くなり、誰にも知られたいくない人を相談につなげる効果が期待できる。

また、24時間365日の対応を行うことで、誰でも相談しやすい体制作りが可能となる。

子どもの医療費負担の軽減に向けた措置

【厚生労働省】

わが国の将来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げての喫緊の課題です。

このような中、地方自治体においては、子育て世帯の負担軽減を図るため、単独で子どもの医療費助成を行っていますが、全国的に自治体によって助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じております。

また、本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、対象年齢の引き上げ等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出において苦慮しているところです。

つきましては、子どもを安心して産み育てられる社会の実現に向け、子どもの医療費負担の軽減は重要であることから、早急に次のとおり措置されるよう要望いたします。

- 一、子育て家庭が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律の子どもの医療費の負担軽減に向けた方策を講じていただきたい。

【子ども医療費助成制度他都市比較（政令市 20 市）（H29.4 現在）】

	対象年齢		所得制限	自己負担	道府県補助率					
	入院	通院								
新潟市	高校修了	小学修了	無	有	対象外					
名古屋市	中学修了	中学修了	無	無	1/2					
さいたま市					対象外					
京都市				1/2						
堺市				1/4						
千葉市				対象外						
静岡市				1/2						
浜松市				有 ※1						
大阪市				有 ※2						
神戸市				小学修了	無	有	1/4			
福岡市							対象外			
北九州市							1/4			
岡山市							1/4			
相模原市							無			
川崎市							有			
横浜市							無			
仙台市							小学3年	有	有	1/2
広島市										1/2
札幌市										1/2
熊本市				小学3年	小学3年	無	有	1/3 ※3		

※1…中学校就学以降

※2…小学校就学以降

※3…補助対象に要件あり

国土交通省

桜町地区第一種市街地再開発事業等に必要な予算の確保

【国土交通省】

桜町・花畑周辺地区の再整備は、高度な都市機能が集積する中心市街地の広域交通拠点で行われる重要な事業です。

この度の平成 28 年熊本地震を受け、桜町地区第一種市街地再開発事業においては、事業の一部である（仮称）熊本城ホールが避難者や帰宅困難者等の支援拠点として機能するよう、水道電気等のインフラの多重化や食料の備蓄機能などを設けるとともに、今後は、周辺施設やシンボルプロムナード（広場）なども含めた地区全体を連携させ、防災機能を向上させていくこととしたところです。

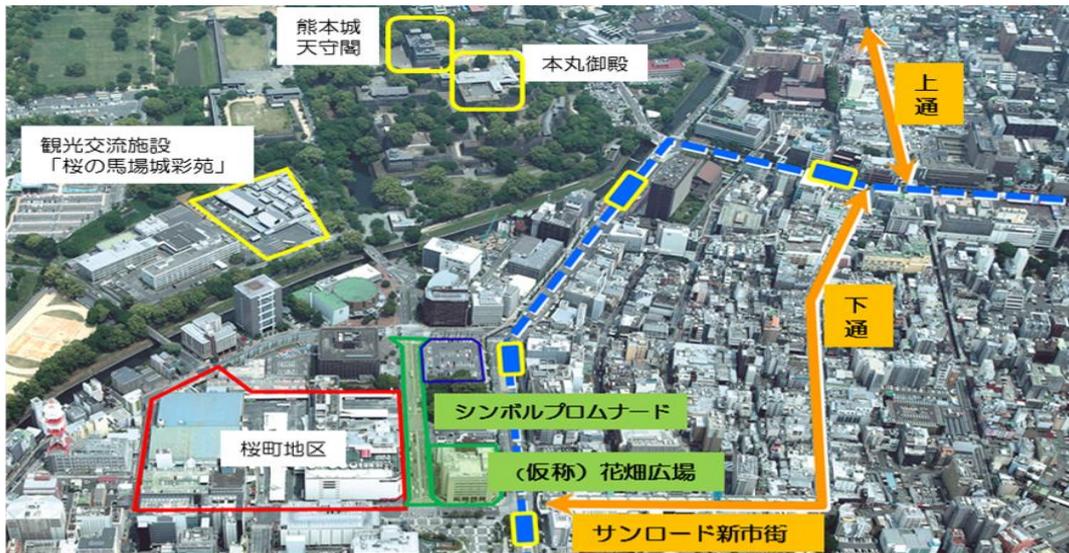
さらに、今回の地震では、本市の地域産業の多くが甚大な被害を受けたことから、本事業を震災から新たな一步を踏み出す熊本の象徴として、また、地域経済を長期にわたり下支えする重要な事業として、熊本市震災復興計画の重点プロジェクトのひとつに位置づけ、推進しているところです。

特に、本事業においては、平成 31 年度に本市で開催されるラグビーワールドカップ並びに世界女子ハンドボール大会までに（仮称）熊本城ホールを完成することとしており、来年度（平成 30 年度）が事業の成否に直結する重要な年となります。

つきましては、本事業等の円滑な推進が図られるよう、次のとおり要望いたします。

- 一、（仮称）熊本城ホールの整備を含む桜町地区第一種市街地再開発事業及び広場やシンボルプロムナードなどのオープンスペースの整備に必要な予算を確保していただきたい。

【桜町地区市街地再開発事業等】



桜町地区市街地再開発事業・
(仮称) 熊本城ホール



シンボルプロムナード



【工程計画】

	H28年度							H29-30年度			H31年度			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				9月	12月		
桜町再開発事業 (仮称) 熊本城ホール	解体工事				建築工事							竣工・引渡	ラグビーワールドカップ	世界女子ハンドボール大会
(仮称) シンボルプロムナード花畑広場				整備計画			基本設計・実施設計			広場整備				

【所要額の推移】

年度	H28	H29	H30	H31	計
桜町地区市街地再開発事業	約26億円	約29億円	約41億円	約12億円	約108億円
桜町・花畑地区暮らしにぎわい再生事業	約71億円	約71億円	約74億円	約91億円	約307億円
(仮称) 熊本城ホール整備事業	約71億円	約71億円	約71億円	約71億円	約283億円
シンボルプロムナード整備事業		約0.4億円	約2.7億円	約20億円	約23億円
所要額	約97億円	約100億円	約115億円	約103億円	約415億円
うち国費	約30億円	約25億円	約40億円	約17億円	約111億円

年度	H28	H29	H30	H31	計
桜町地区防災省エネまちづくり緊急促進事業	約45億円	約76億円	約49億円	約58億円	約228億円
桜町地区災害時拠点強化緊急促進事業 (民間)	約0.7億円	約0.8億円	約0.6億円	-	約2.1億円
桜町地区災害時拠点強化緊急促進事業 (熊本市)	約1億円	約0.2億円	約0.2億円	-	約1.4億円
所要額	約48億円	約77億円	約50億円	約58億円	約233億円
うち国費	約4億円	約6億円	約5億円	約4億円	約19億円

熊本駅周辺地区における駅前広場整備に必要な予算の確保

【国土交通省】

熊本駅周辺地区では、平成 23 年 3 月に全線開業した九州新幹線鹿児島ルート及び新幹線熊本駅の整備を契機とし、国・県・市一丸となり、再開発事業や土地区画整理事業、連続立体交差事業など、熊本の陸の玄関口として、都市の拠点性を高める基盤整備に取り組んでおります。

熊本駅東側の白川口駅前広場の整備については、広域交通拠点としての機能向上を図ることはもとより、平成 28 年熊本地震を受け、一時避難場所として利用できる空間の確保や、災害発生時に利用できる電源等のインフラ施設の設置を新たに計画するとともに、今後は、周辺施設なども含めた地区全体の防災機能を向上させていくこととしたところ です。

また、駅前広場の隣接街区では、本事業の完成に合わせ、民間投資による大規模開発が計画・公表されており、更なるまちの賑わい創出など、今後もストック効果の高まりが期待されております。

これらの駅周辺整備については、本市はもとより、熊本県全体のさらなる活性化につながることから、地元経済界や市民県民も大きな期待を寄せており、本市としても、復興に向けて地域経済を長期にわたり下支えする重要な事業として熊本市震災復興計画の重点プロジェクトに位置づけ、推進することとしたところ です。

つきましては、本事業の円滑な推進が図られるよう、次のとおり要望いたします。

- 一、平成 32 年度の事業完成に向け、熊本駅白川口駅前広場の整備に必要な予算を確保していただきたい。

【熊本駅周辺整備事業の概要】



【工程計画】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
連立	上り線	鹿兒島本線下り線・豊肥本線			熊本駅 外壁工事	事業完了	
開発						鉄道跡地開発	
駅広	基本設計		実施設計 建物調査	駅舎補償	用地取得	駅広整備	

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
所要額	-	-	約2億円	約20億円	約55億円	約15億円	約3億円
うち国費	-	-	約1億円	約11億円	約30億円	約8億円	約2億円

災害に強い熊本都市圏の道路網の早期整備

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震の発生により、熊本都市圏の人流・物流の要である九州縦貫自動車道が寸断され、国道や県道をはじめとする幹線道路で深刻な交通渋滞が発生するなど、災害時における既存道路ネットワークの脆弱性が露呈されたところです。

このことから、九州の縦軸・横軸となる地域高規格道路等及び熊本環状道路など熊本都市圏の骨格を形成する道路網の整備による道路機能強化は、災害発生時のリダンダンシー確保の観点などからも極めて重要であると再認識したところです。

また、これらの道路は、災害時のみならず物流や観光客の誘致、更には地域経済の活性化など、今後、本市を含めた圏域一帯が、地震からの復興を加速させて行くためにも大変重要な道路です。

つきましては、熊本都市圏の骨格となる道路網の早期整備に向け、次のとおり要望いたします。

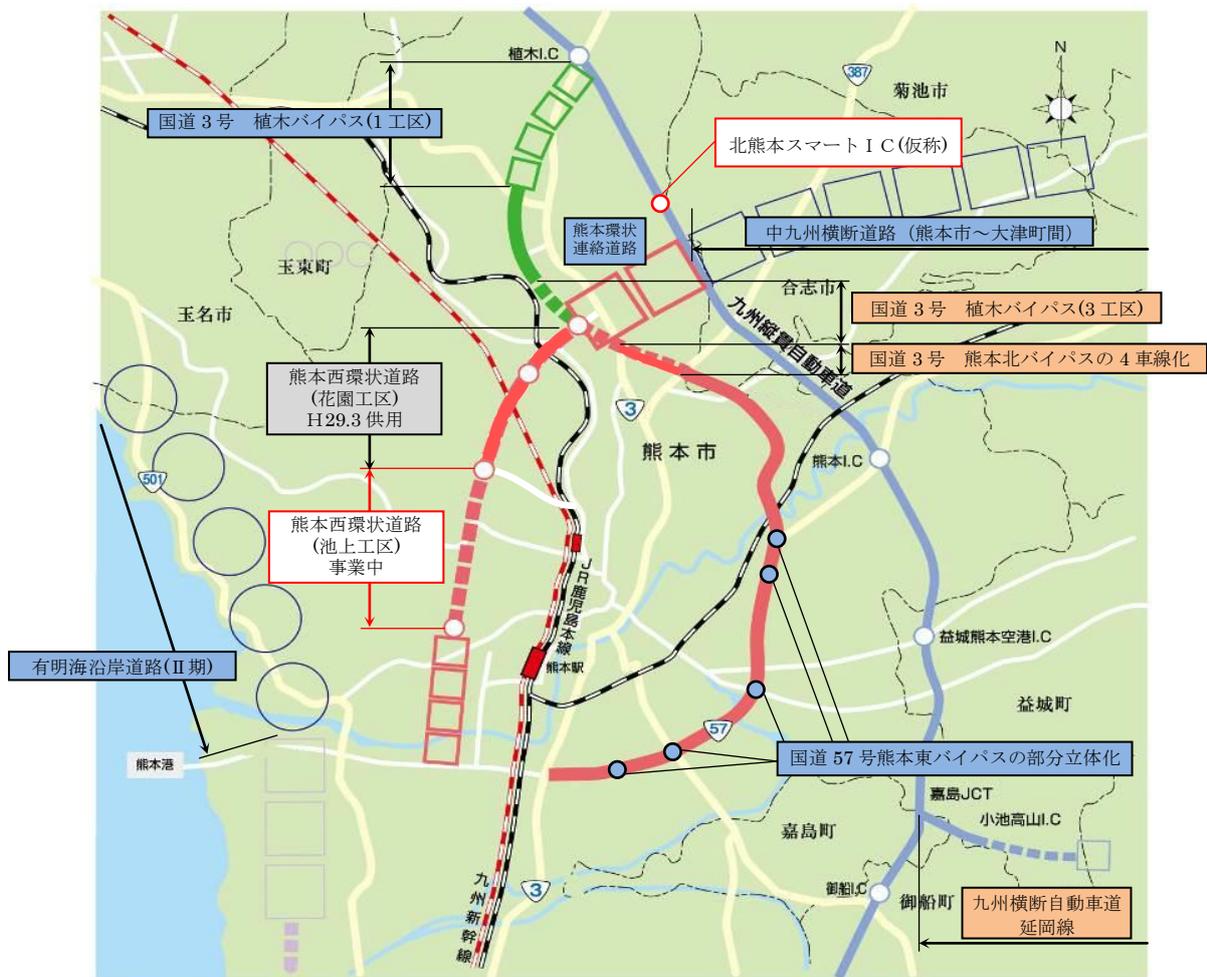
(国が実施する道路事業について)

- 一、 国道 3 号の慢性的な渋滞緩和に大きく寄与する国道 3 号植木バイパス 3 工区の早期完成、及び 1 工区の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。
- 一、 熊本都心部への通過交通の軽減など、大きな環状効果が期待されている熊本環状道路を構成する国道 3 号熊本北バイパス全線 4 車線化の早期完成、並びに国道 57 号熊本東バイパスの部分立体交差化、及び熊本環状連絡道路の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。
- 一、 九州の縦軸・横軸を形成し都市間を連絡する道路である、九州横断自動車道延岡線の早期完成並びに中九州横断道路（熊本市～大津町間）及び有明海沿岸道路（Ⅱ期）の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。

(本市が実施する道路事業について)

- 一、道路等社会資本整備に必要な公共事業関係予算を増額するとともに、安定的な財源を確保し、平成30年度予算の所用額を確保していただきたい。
- 一、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続していただきたい。
- 一、本市が重点的に取組んでいる熊本西環状道路及び北熊本スマートIC(仮称)、並びに熊本駅周辺整備等に係る街路事業に必要な予算を確保していただきたい。
- 一、災害に備えた道路機能の強化に向けて、橋梁の耐震化及び長寿命化に必要な予算を確保していただきたい。

【熊本都市圏 道路ネットワーク図】



白川改修事業及び立野ダム建設事業の促進

【国土交通省】

白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町、本市など2市3町2村を貫流する1級河川です。これまでの治水対策により流域沿川は、治水安全度が向上し、河川整備のストック効果により半導体や自動車部品など、九州を牽引する企業が多く進出するようになりました。

また、平成27年4月に本市の大甲橋から明午橋間で竣工した「緑の区間」では、市民に潤いと癒しを与える新たな空間の整備によって、イベントの開催などによる街中の新たな賑わいが創出されてきています。

一方で、平成24年7月の九州北部豪雨では、本市上流部の龍田地区において、家屋の流失や床上、床下浸水など甚大な被害が発生し、中心市街地付近においても、越水寸前まで至りました。

白川改修及び立野ダム整備は、市民の安全・安心に大きく寄与することはもとより、そのストック効果により経済の好循環や市民への潤い・癒し・賑わいを創出するものであることから、その整備促進は本市にとって必要不可欠となります。

つきましては、治水安全度の向上と街中のさらなる賑わいの創出を図るため、次のとおり要望いたします。

- 一、 **白川の激甚災害対策特別緊急事業をはじめとした河川改修事業の促進及び立野ダムの建設について、早期完成に向けて取り組んでいただきたい。**

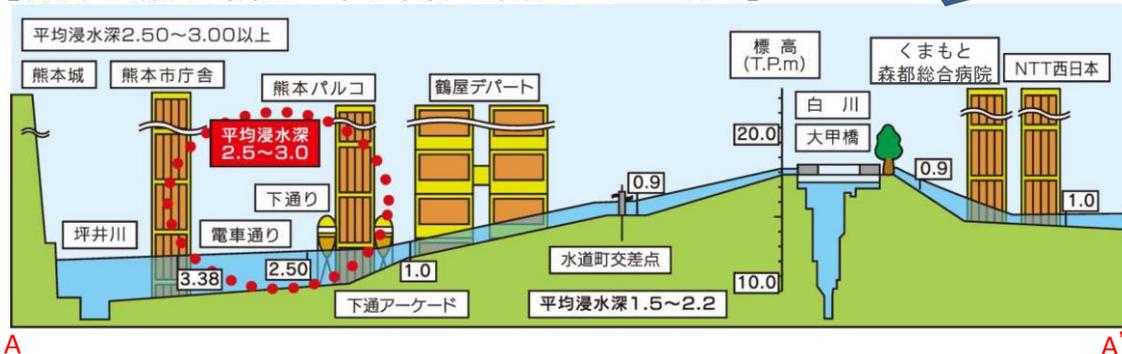
【白川流域図】



【中心市街地平面図】



【白川の断面と昭和28年の水害の水位 (A-A'断面)】



熊本港の耐震強化岸壁の早期整備

【国土交通省】

熊本都市圏の人流・物流の拠点である熊本港は、平成 24 年にガントリークレーンが完成し、取扱貨物量の増加などのストック効果が着実に発現されており、今後も官民一体となりポートセールス活動を推進していくこととしています。

このような中、平成 28 年熊本地震では、熊本港も大きな被害を受けましたが、国や県の迅速なご対応により、早期に復旧し、九州縦貫自動車道等が寸断する中、その代替機能を発揮し、支援物資、支援部隊の輸送拠点としての役割を果たしました。

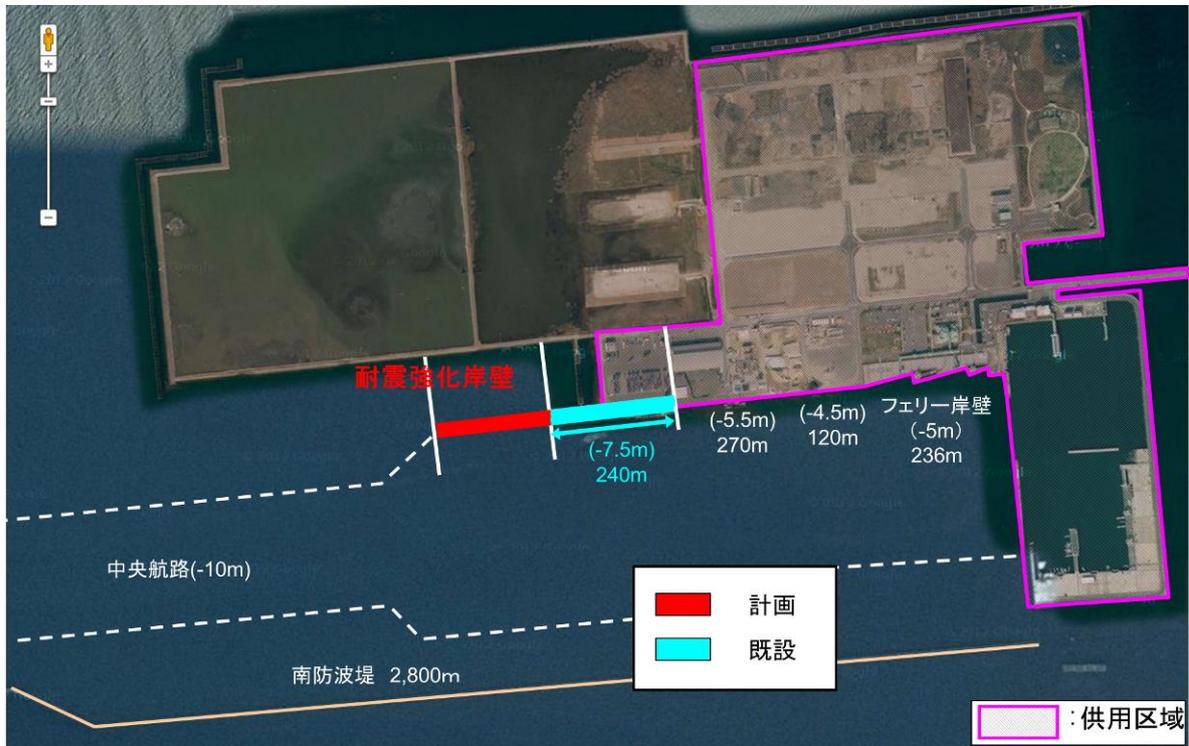
このことから、熊本港は、人流・物流の拠点のみならず、防災拠点としても極めて重要であると再認識したところであり、今後の災害対応力の強化に向けて、港湾機能の強靱化、特に、直轄事業により基礎調査が進められている耐震強化岸壁の整備は不可欠です。

加えて、昨年 8 月には、熊本と韓国・釜山を結ぶ国際定期コンテナ船が新規就航するとともに、本年は「にっぽん丸」の寄港が複数回予定されるなど、更なる人流・物流の拠点としてのニーズも高まる中、大型船舶が停泊できず、貨物航路やクルーズ船誘致に支障をきたしております。

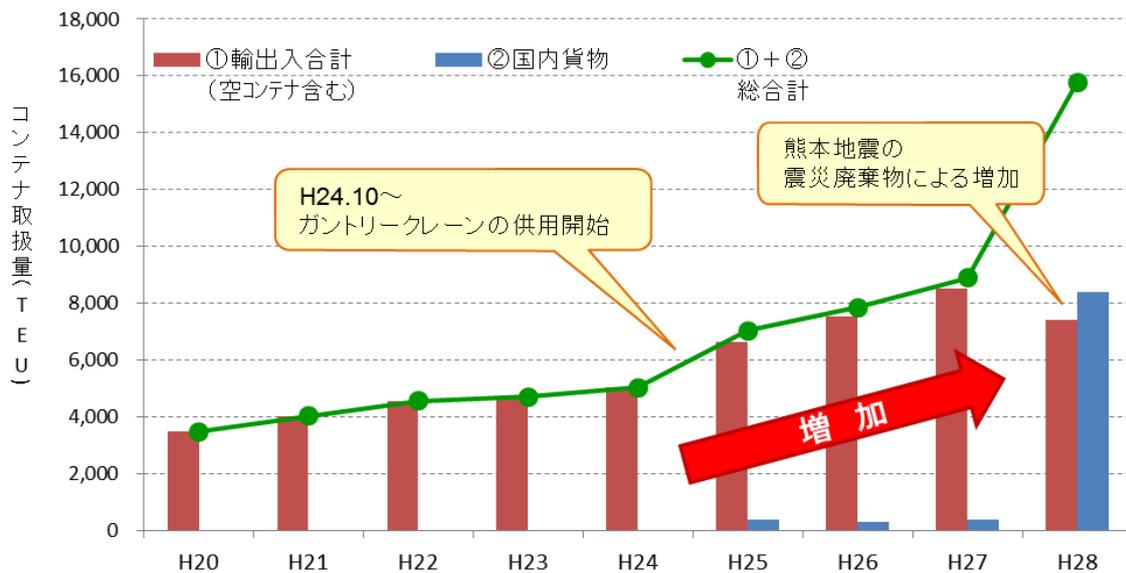
つきましては、熊本港の災害対応力の強化及び人流・物流の拠点機能の充実に向けて、次のとおり要望いたします。

一、 熊本港の耐震強化岸壁の早期整備に向けて取り組んでいただきたい。

【熊本港の整備状況】



【熊本港におけるコンテナ取扱量の推移】



農林水産省

経営体育成支援事業における予算の配分基準の見直し

【農林水産省】

本事業における予算の配分基準のうち、経営面積の拡大については、目標年度の取組みとして「目標年度に現状より 4ha 若しくは 2ha（営農類型が施設園芸作の場合は 2ha 若しくは 1ha、果樹の場合は 1ha 若しくは 0.5ha）以上の経営面積の拡大」を点数加算の要件と定めてあります。

しかし、なす、トマト等の施設園芸品目は、土地利用型作物等と比べて投下労働力が多く収益性が高いため、認定農業者による個別経営が主である本市の施設園芸農家にとって、この配分基準の経営面積拡大は、土地利用型作物と比べて極めて非現実的な設定となっております。

また、本市は、施設園芸をはじめとして全国有数の農業都市ですが、他の産地と同様に農業者の高齢化や後継者不足が懸念される中、今後、減退していく産地の生産力を確保していくためには、親元で就農している後継者がいる経営体においても、本事業の活用を積極的に進め、経営改善を重点的に支援する必要があると考えます。

つきましては、予算の配分基準の「経営面積の拡大」と「新規就農」の要件について、次のとおり要望いたします。

- 一、「経営面積の拡大」については、品目間の経営上の現状に見合った規模となるよう見直していただきたい。
- 一、申請者について「親元就農の後継者」がいる場合は、予算の配分基準で加点していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項 目	現行制度	要望内容
「経営面積の拡大」における「施設園芸作」の拡大面積の変更	施設園芸作の場合は2ha	施設園芸作の場合は20a
「親元就農の後継者」がいる経営体の加点項目の創生	該当なし	親元で就農した45歳以下の後継者がいる経営体には、「3点」の加点

【熊本県農業経営指標（H28.3）】

品 目	農業所得(円)	労働時間(h)
水稲（10ha 規模） ※経営規模：水稲 10ha＋小麦 16ha＋大豆 6ha	2,709,200 (27,092 円/10a)	1,800 (18h/10a)
小麦（16ha 規模） ※経営規模：水稲 10ha＋小麦 16ha＋大豆 6ha	2,339,840 (14,624 円/10a)	1,280 (8h/16ha)
冬キャベツ（2ha 規模） ※経営規模：キャベツ 2ha＋水稲 2ha＋小麦 2ha	2,454,880 (122,744 円/10a)	2,260 (113h/10a)
冬春なす（0.6ha 規模） ※経営規模：水稲 1ha＋なす 0.6ha	9,579,378 (1,596,563 円/10a)	8,766 (1,461h/10a)
春トマト（0.35ha 規模） ※経営規模：水稲 1ha＋トマト 0.35ha＋その他 0.15ha	8,318,376 (2,376,679 円/10a)	4,539 (1,297h/10a)
春夏すいか（1ha 規模） ※経営規模：すいか 1ha＋メロン 1ha＋水稲 0.5ha＋ その他野菜 0.5ha	5,174,640 (517,464 円/10a)	2,330 (233h/10a)
早生温州みかん（1.2ha 規模） ※経営規模：極早生温州 0.9ha＋早生温州 1.2ha＋普通 温州 0.9ha	2,623,668 (218,639 円/10a)	2,052 (171h/10a)

【本市における農家経営体数及び親元で就農している農業後継者数】

農家経営体数	認定農業者数	親元で就農している農業後継者数
5,197	1,492	約 560

※ 農家経営体数：2015 農林業センサスより

※ 認定農家数：平成 29 年 3 月時点

※ 親元で就農している農業後継者数：45 歳以下の親元で就農している農業後継者数、
平成 29 年 3 月 本市試算

農業農村整備事業に対する財政支援

【農林水産省】

平成 28 年熊本地震により農地及び農業施設は甚大な被害を受け、早急な復旧に向け関係者一丸となって取り組んでいるところですが、農地の大区画化による担い手への集積・集約や、施設園芸などの高収益作物への転換を進めるためのほ場整備など、着実な基盤整備の実現が不可欠です。

さらには、農地の保全に必要な土地改良施設の中には更新時期を迎えているものが多く、特に湛水被害から農地等を守る 35 の排水機場については築造から 30 年以上経過している施設もあり、老朽化による排水機能の低下に加え、故障も年々増加するようになっていることから、近年のゲリラ豪雨等による農地等の湛水被害も懸念されています。

つきましては、生産コストの更なる低減、担い手への農地集約の推進及び農地等の湛水被害を未然に防止するため、次のとおり要望いたします。

一、農業農村整備事業の平成 30 年度事業量に見合う予算額を確保していただきたい。

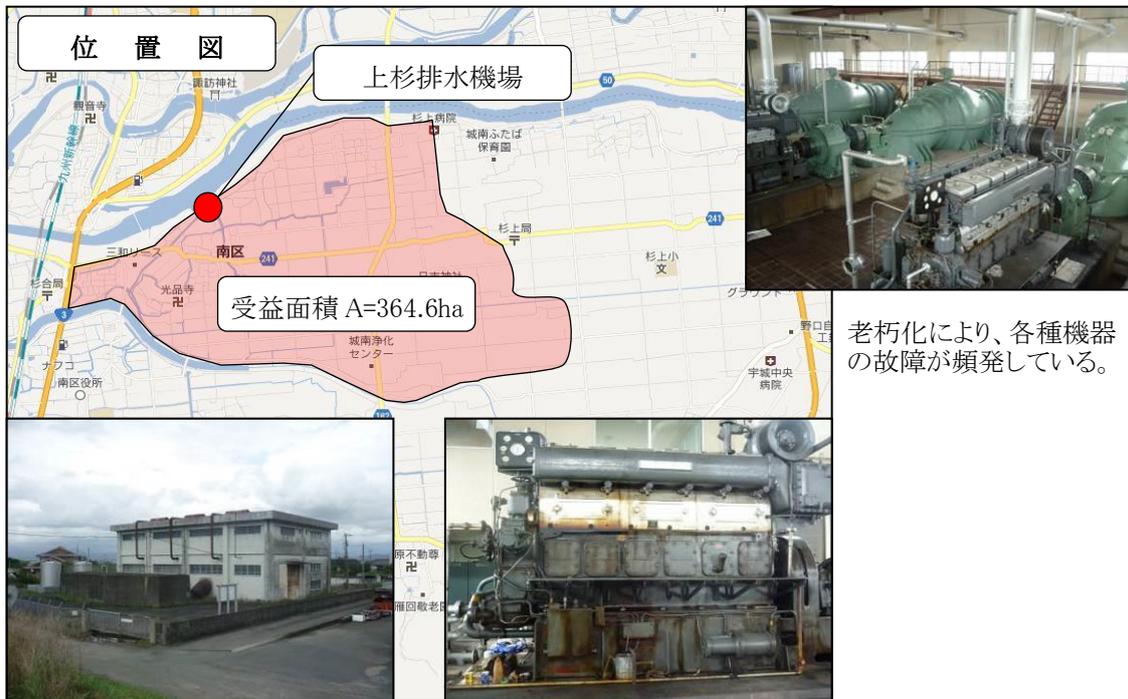
- (1) 農村地域防災減災事業
- (2) 農業競争力強化基盤整備事業
- (3) 農業水利施設保全合理化事業

一、農山漁村地域整備交付金の平成 30 年度事業量に見合う予算額を確保していただきたい。

- (1) 農地整備事業
- (2) 水利施設整備事業
- (3) 農道整備事業

【農村地域防災減災事業】

●地区名：上杉地区（新規地区）



【地区の基盤整備の実施状況】

本地区は、1級河川の緑川と浜戸川に囲まれ、周辺河川水位より低い水田地帯で、降雨時の湛水被害を解消するため、1969～1982年度に県営浜戸川北部地区湛水防除事業を実施している。

【地区の農家や営農の現状と課題】

当該排水機場が抱える受益地は、基盤整備が完了し、メロン、きゅうり、花き等の施設園芸も導入されているなど、農業が盛んな地区であるが、周辺河川の水位より低いため、大雨時は自然排水ができず、排水機場による強制排水を行い湛水被害を防止している。

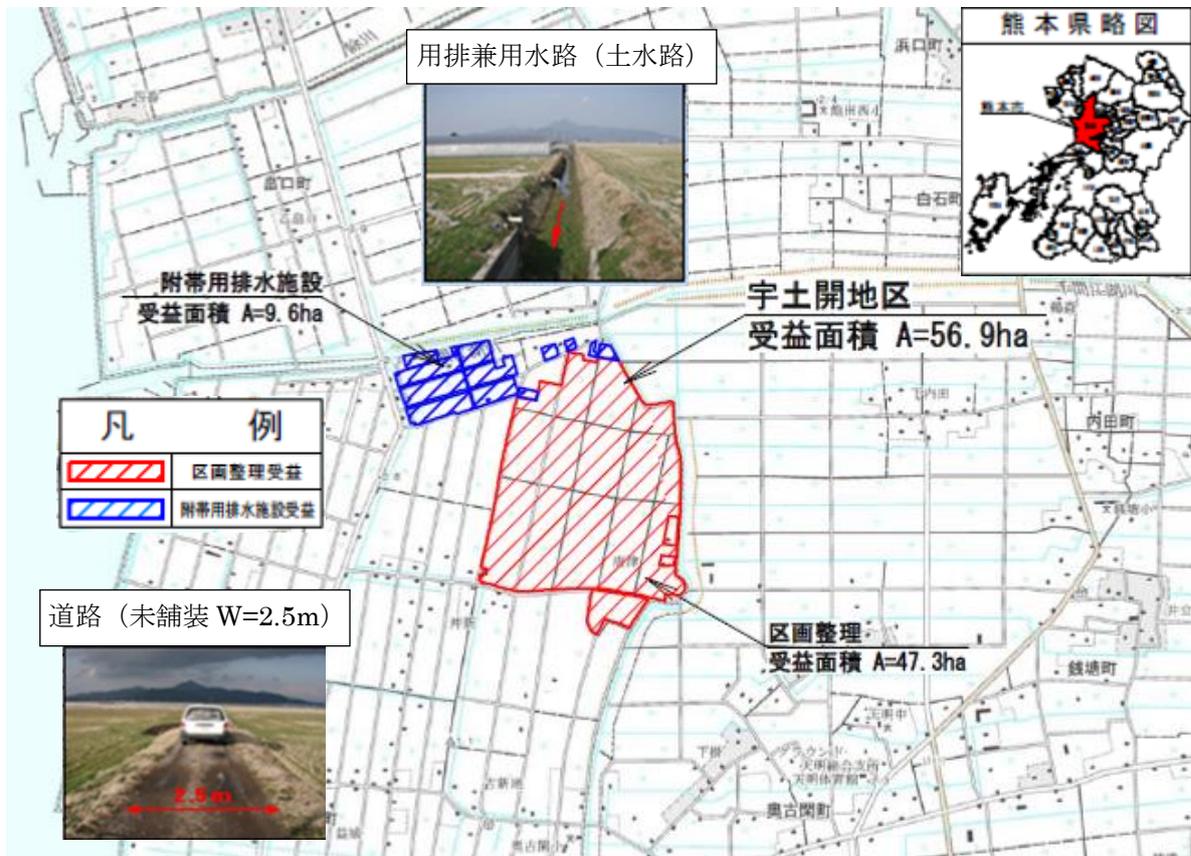
【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

ポンプは1974年に設置され、設置から40年が経過し施設全体の経年劣化の進行が著しく、これまでも各種機器の異常や故障が頻発している状況である。このため早急の施設改修の実施が望まれる。

本事業を実施し、地域の湛水被害を排除することで、水田の作付体系の高度利用と労力節減を図り、農業生産の基盤の確立及び農業経営の安定・向上に資する。

【農業競争力強化基盤整備事業】

●地区名：宇土開地区（新規地区）



【地区の基盤整備の実施状況】

本地区は、一級河川緑川水系内田川の西側に広がる約4haの水田地帯で、昭和2年の潮害後、耕地整理により区画はほ場の長さを約70mで整備されたが、用排水路は兼用で、農道は狭小で未舗装である。

【地区の農家や営農の現状と課題】

本地区は、なす・トマトを中心とした施設園芸、水稻が盛んであるが、水路は用排水路兼用で水管理に多大な労力を要している。また、土水路のため、法面が崩壊し水路底に土砂が堆積し、排水能力が低下している。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

用水は堰がない内田川から取水しているため、取水時期も天候に左右され用水の確保に苦慮している。このため農道及び水路を整備するとともに、ほ場の大区画化により農作業の効率化・合理化を図り、優良農地を確保するものである。

